

火薬類輸入許可（法第24条）

火薬類を輸入しようする方は、火薬類輸入許可申請書、火薬又は爆薬にあつては成分及び配合比、火工品にあつてはその構造及び組成を記載した書類を陸揚地を管轄する都道府県知事に提出してください。

輸入の許可は本土に陸揚げする前に（便が日本に到着する前）に受けなければなりません。したがって、申請は陸揚げする日の10日以上前に行ってください。

なお、輸入許可を受けた後、許可申請書の記載事項（火薬類の種類及び数量、輸入の目的、並びに輸入港名を除く）に変更が生じた場合は、遅滞なく「記載事項変更届出書」を提出してください。

○提出書類

- 1 火薬類輸入許可申請書
- 2 輸入火薬一覧表
 - (1) 煙火
 - ①輸入明細書
 - ②注文票（オーダーシート、インボイス等）の写し
 - ③輸入承認証明書の写し（輸入承認が不要な場合は、その旨を明記すること）
 - ④成分や構造等がわかる製造元の書類（根拠資料）
- 3 保管承諾書（他人の所有又は占有する火薬庫等に貯蔵する場合）
- 4 貯蔵明細書（自己の火薬庫への保管に関する状況等）
- 5 申請手数料
 - (1) 申請に係る火薬及び爆薬の数量が25kg以下の場合

12,000円

(2) 申請に係る火薬及び爆薬の数量が25kgを超える場合

25,000円

○提出部数 電子申請の場合は1部

窓口申請の場合は1部 (受付印が必要な場合は申請書を2部)

※記載事項変更届

- 1 火薬類輸入許可申請書の記載事項変更届出書
- 2 輸入許可省の写し
- 3 変更を証明する書類

※輸入許可を受けた者が、輸入しない(しなかった)場合は、記載事項変更届に許可書を添えて提出(返納)してください。

○申請にあたっての注意事項

- 1 輸入する火薬類の種類及び数量、輸入の目的および輸入港名を変更しようとするときは、改めて許可を申請する必要があります。
- 2 火工品、煙火以外の火薬類を輸入する場合は、輸入後法36条に規定する安定度試験報告が必要です。